不利益処分に係る処分基準

処分の名称	居住安定援助計画認定事業者に対する改善命令
根拠条例·規則等名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関す る法律
夕 巧	
条項	第55条
所 管 部 課	建設局 建築部 住宅政策課 (電話:048-829-1520)
処 基 準 分 (未設定の場 合はその理 由) 準	処分基準は、法第55条の定めによる。
設定等年月日備考	令和7年10月1日設定 年 月 日最終改正